

一般社団法人東京都作業療法士会会員 各位

東京都福祉局障害者施策推進部
施設サービス支援課長 鹿内 弘実
(公印省略)

**「障害者支援施設等におけるリハビリテーション職員
配置促進事業」のアドバイザー派遣について（依頼）**

平素より、東京都の障害者福祉施策に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

このたび都では、障害者支援施設（以下、「施設」という。）における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通して ADL の維持・向上および施設生活の質（QOL）向上を推進するため、リハビリテーション職員（以下「リハ職員」という。）の配置を促進し、支援の質の向上を図ることを目的とした事業を展開いたします。

本事業は、リハ職員を配置することの有用性を施設に理解していただくため、各リハ職員の紹介動画を作成し施設に視聴していただくとともに、専門性を有するリハ職員をアドバイザーとして施設に派遣し、リハ職員の配置を促進いたします。

つきましては、関係団体の会員の皆さま方におかれましては、本事業の主旨を御理解いただき、下記のとおりアドバイザー派遣への御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 事業目的

障害者支援施設（都外施設含む）における利用者の身体機能に応じた適切な支援の実施を通して ADL の維持、向上及び施設生活の質（QOL）の向上を推進するため、リハビリテーション職員（以下「リハ職員」という。）の配置を促進し、支援の質の向上を図ることを目的とします。

2 アドバイザー派遣について

(1) 目的

専門性を有するリハ職員をアドバイザーとして施設に派遣することで、リハ職員を配置することの有用性について、施設に理解していただくことを目的とします。

(2) 派遣先

原則として、都内に所在する障害者支援施設を対象に実施します。

(3) 派遣先施設での業務内容

ア 派遣されたリハ職員が施設職員へのヒアリングや利用者の状況を観察し、当該施設や個別ケー

- スに有用なリハビリテーションプログラム（全体計画・個別計画）の提案等
- イ 上記アセスメントに基づき、利用者に対し、モデル的にリハビリテーションプログラムを実施し、計画の実手法や利用者の状態の記録方法等についての指導
- ウ 実演結果の講評を行うとともに、リハ職員を施設に配置した際の関り方や連携方法等について指南

(4) 派遣期間及び回数

令和6年2月から同年3月末までの間で、原則として1施設につき3回程度の派遣を想定しています。ただし、派遣回数については、施設との調整状況等により、予算の範囲内で柔軟な運用を可能といたします。

(5) 協力金

派遣された職員に対し、東京都作業療法士会から協力金をお支払いします。

なお、金額及び支払方法等は、下記4 その他に記載の東京都作業療法士会までお問い合わせください。

(6) 協力会員名簿への登録

アドバイザー派遣に御協力いただける場合、協力会員名簿へ登録させていただき、施設より派遣希望があった場合に、派遣の調整をさせていただきます。

3 派遣にあたっての留意事項

(1) 本事業のアドバイザー派遣に御協力いただける場合、勤務先施設等からの同意を得ていただくようお願いいたします。※勤務先施設がない場合は、同意不要です。

(2) 派遣先施設等の事前確認

派遣をお願いする場合は、依頼のあった障害者支援施設から提出される事前受付シートをお渡しします。

こちらのシートにより、派遣先施設における利用者の特性等を事前にご確認いただけます。

4 その他

本事業についてご不明な点がございましたら、本事業の受託者である、東京都作業療法士会（03-6380-4681）へご連絡いただくよう、お願いいたします。

【担当】

東京都福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課

障害者支援施設担当 片岡 林本

電話 03-5320-4156